

## 第102回小笠原諸島振興開発審議会

令和6年4月19日

【田崎調整官】 それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきます。本日は、お忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。

本日、司会を務めさせていただきます国土政策局特別地域振興官付の田崎と申します。よろしく願いいたします。

本日は、小笠原諸島振興開発審議会委員13名のうち、リモートでの出席、代理の出席を含め、全ての委員の皆様にご出席いただいております。過半数の御出席となり、定足数を満たしておりますので、ただいまから第102回小笠原諸島振興開発審議会を開会いたします。

会場にて御参加の皆様におかれましては、お手元にマイクを御準備しております。御発言の際にはマイクのスイッチを入れて御発言をお願いいたします。オンラインで御参加の委員の皆様におかれましては、御発言のとき以外は音声の設定をミュートにいただき、御発言の際には挙手のボタンを押していただきますようお願いいたします。こちらから発言者を順番に御指名させていただきます。

初めに、資料の確認をお願いいたします。お手元に配付資料一覧がございますので、御確認願います。まず、資料1、委員名簿。資料2、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律概要。資料3、令和6年度小笠原諸島振興開発関係予算。資料4-1、小笠原諸島振興開発基本方針（案）の概要、資料4-2、基本方針（案）です。参考1、小笠原諸島振興開発特別措置法。参考2、新旧対照条文。参考3、附帯決議。参考4、前回の小笠原諸島振興開発の基本方針。参考5、小笠原諸島の振興開発について。以上でございます。資料の不足等ございましたら、事務局までお知らせいただきますよう、お願いいたします。

なお、事務局説明では資料を画面に共有いたしますが、通信状況によってはうまく共有できない場合もありますので、誠に恐縮ですが、念のためお手元にも資料を御準備いただきますと幸いです。

また、本日の出席者につきましては、お手元の座席表を御確認願います。

それでは、議事に先立ちまして、国土交通省国土政策局長の黒田から御挨拶申し上げます。

黒田局長、お願いします。

【黒田局長】 国土政策局長の黒田でございます。委員の皆様方におかれましては、大変御多忙の中、御出席を賜りまして感謝申し上げます。ありがとうございます。

昨年7月に本審議会で取りまとめいただきました意見具申を踏まえまして、去る3月29日に小笠原諸島振興開発特別措置法の改正法が成立、4月1日に施行されたところでございます。

小笠原諸島は、日本へ復帰して昨年でちょうど55周年を迎えました。本土から1,000キロも遠く離れ、しかも台風常襲地帯という厳しい条件の中で、復帰以来、地元の皆様による不断の御努力によりまして、着実に振興開発が進められてきたところでございます。

その一方で、住宅不足や公共施設の老朽化、医療の確保、本土への交通アクセスなど、対応すべき課題も引き続き残されています。

本日はこれらの課題に対応し、小笠原諸島の振興開発をさらに進めていくために、改正後の小笠原法に基づく新たな基本方針（案）につきまして、御審議を賜りたいと思っております。国土交通省としては、本日の御審議を踏まえて速やかに基本方針を策定いたしまして、関係機関と連携しながら、引き続き小笠原諸島の振興開発に尽力してまいります。

結びに、委員の皆様のお健勝、また、小笠原諸島の振興開発につきまして、ますますの御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【田崎調整官】 ありがとうございます。

ここから議事を開始いたしますが、カメラ撮影につきましては、ここまでとさせていただきます。御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

では、ここで、新たに委員に任命されました方を御紹介させていただきます。このたび新たに委員に任命されました松山洋委員でございます。

【松山委員】 東京都立大学の松山洋と申します。小笠原諸島の水環境の研究をしております。渇水とか台風とか、そういうことをやっております。どうぞよろしくお願いいたします。

【田崎調整官】 よろしく申し上げます。

それでは、これから議事を進めたいと思います。本日の議事は、次第にありますように、会長選任、小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正について、小笠原諸島振興開発基本方針（案）についてでございます。

現時点では会長が空席となっておりますが、小笠原諸島振興開発特別措置法第48条第5項の規定によりまして、委員の皆様方の互選により選任することとされております。どうか御推薦される方はいらっしゃいませんか。渋谷委員、お願いします。

【渋谷委員】 会長には大野委員が適任だと思います。皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【田崎調整官】 それでは、異議もないようですが、大野委員におかれましても会長の御就任をお受けいただけますでしょうか。

【大野委員】 はい。承知いたしました。皆様の御推薦でございますので、謹んでお受けいたします。

【田崎調整官】 ありがとうございます。では、互選の結果、大野委員を小笠原諸島振興開発審議会の会長に選任することとします。

大野会長におかれましては、お席の移動をお願いいたします。

(大野委員、会長席へ移動)

【田崎調整官】 それでは、これ以降は大野会長に議事進行をお願いしたいと思います。大野会長、よろしくをお願いいたします。

【大野会長】 名城大学の大学でございます。私は平成29年8月に小笠原諸島振興開発審議会の委員に就任し、現在7年目の委員でございます。私の専門は公共事業評価でありまして、国土交通省の事業評価マニュアルの策定のお手伝いもさせていただいております。

私は、その中で評価が難しいとされている環境保全の経済価値の評価手法に携わっており、その手法を用いて、世界自然遺産、白山山地や世界文化遺産、白川郷の環境経済価値の計測などもしております。そのような形で世界遺産に関わっていたところに、この世界自然遺産に登録された小笠原諸島に関わる審議会よりお声をおかけいただき、喜んで参加させていただいたところでございます。

これまでの当審議会での審議、また、小笠原村での視察やヒアリングを通じて、小笠原諸島やそこで生活する人々の状況を学んでまいりました。この経験を生かして、小笠原諸島振興開発のお役に立てれば幸いです。このたび当審議会の会長となり、大変身が引き締まる思いでございます。

本日の審議会では、小笠原諸島振興開発基本方針(案)を御審議いただくことが主要項目となっておりますので、皆様より大所高所から御意見を賜りたく存じます。

それでは、皆様の御協力を得ながら当審議会の議事進行を努めてまいりますので、どうぞ

よろしく願いいたします。

では、早速、議事を進めたいと思います。まず、本日欠席の小池都知事に代わりまして、東京都を代表して、栗岡副知事から御発言の申出をいただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

【栗岡副知事】 東京都副知事の栗岡でございます。東京都知事に代わりまして、一言御挨拶申し上げたいと存じます。

委員の皆様方、国土交通省の皆様方におかれましては、小笠原諸島振興開発特別措置法の延長等につきまして、多大なる尽力を賜りまして誠にありがとうございました。この場をお借りして厚く御礼申し上げたいと存じます。

おかげさまで、特別措置法の延長等につきましては、国会審議におきまして全会一致で可決成立し、4月1日から施行されております。都といたしましても、法律の趣旨を踏まえまして、小笠原村の意見の反映に努めながら、小笠原諸島振興開発計画の策定に取り組んでまいっている所存でございます。

小笠原諸島は本土との交通アクセスの困難さや生活環境の充実、公共施設の老朽化、帰島の促進など、依然として多くの課題を残してございます。また、貴重な自然環境の保全、地域の発展に寄与するエコツーリズムの推進、防災対策の強化、さらには、地理的条件の克服に向けた再生可能エネルギーやデジタル技術の積極的な活用など、小笠原諸島の自立的発展に向け、引き続き取組を進めてまいらなければならない必要がございます。

本審議会での皆様方の貴重な御意見を踏まえ、小笠原村とともに国の御支援をいただきながら今後とも課題を解決し、同諸島のさらなる振興に取り組んでまいりたいと考えてございます。

委員の皆様方並びに国土交通省の皆様方に一層の御指導と御協力をお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

【大野会長】 ありがとうございました。栗岡副知事におかれましては、この後、所用があるとのことですので、退席させていただきます。

【栗岡副知事】 どうぞよろしくお願いいたします。

(栗岡副知事退室)

【大野会長】 本日、この後の議事は、次第にありますように、小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正についてと小笠原諸島振興開発基本方針(案)について、でございます。

先ほど局長の御挨拶にもありましたように、3月29日に小笠原諸島振興開発特別措置

法の一部を改正する法律が可決成立し、4月1日に施行されました。これを受け、改正後の法律第5条第1項に基づき、小笠原諸島振興開発基本方針を新たに定める必要があります。この基本方針を定めるに当たりましては、同第4項の規定に基づき、あらかじめ当審議会において審議を経なければならないとされているところですので、今回、作成された基本方針の案について審議したいと存じます。

つきましては、行政側から議事2、3をまとめて説明してもらい、その後、質疑応答という形で進めさせていただきます。それでは、議事2の小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正について、事務局より御説明をお願いいたします。

【立岩振興官】 特別地域振興官の立岩です。よろしくをお願いいたします。

資料2を御覧ください。奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律概要ということで、青い枠にその背景・必要性を記載してございます。委員の皆様にとってはこれは自明のことかと思いますが、小笠原諸島については日本復帰から55年を経まして、ただ、現在も経済面、生活面での本土との格差が存在してございます。今後も地域社会を維持するためには移住・定住の促進が必要ということですが、住宅の確保等が課題となっており、そのための体制整備、こういったことも重要になっているということから、昨年度末で期限を迎えることとなっていた特別措置法について、これを延長し、引き続き国としても支援を継続してまいりたいということで、赤い枠のほう、法律の概要ですが、この赤い枠の中身を内容とする法律が成立したところです。

内容としましては、まず1番目に法期限の延長ということで、この法律の有効期限が令和10年度末、令和11年3月31日まで5年間延長となりました。

また、内容の2つ目として、地方への人の流れの創出ということで、法律の目的規定にこれまでになかった移住の促進を追加してございます。併せて、基本方針の項目などにも法律上定められている記載事項として、この移住の促進に関する事項も加えたところです。

こうした法律の改正を踏まえまして、施策の方向性としては、矢印で書いてありますように、今後、土地利用計画、こちらは東京都が作成されます振興開発計画の一部となりますが、その土地利用計画の見直しによる住宅用地の確保、これを推進していくといったようなことを想定してございます。

それから、法改正の内容の3点目ですけれども、数字でいうと4ポツの新たな課題等への対応というところになりますが、小笠原法の配慮規定に遠隔教育や専門的な情報通信技術の活用、その他配慮規定を充実させていただきました。こうしたことで、小笠原諸島におけ

る移住者数、転入者数を、令和10年度には単年度で350人まで伸ばしていきたいということで、今回、この法改正を行ったところでございます。

併せて、資料3のほうで予算についても簡単に御説明をさせていただきます。資料3の1枚目が令和6年度小笠原諸島振興開発関係概算決定額ということですが、振興開発事業につきましても、令和6年度の予算額が10億4,400万円で、対前年度比100%で確保してございます。

おめくりいただいて、資料3の2ページ目、こちらは昨年度の補正予算額となります。実質的にはこの補正予算執行については、今年度当初予算と併せて執行していくこととなります。こちらでも5億500万円を計上しておりますので、合わせておよそ15億円余が今年度、小笠原諸島の振興開発施策を推進していくために計上している予算となります。

3枚目には、その関係、ポンチ絵で少し示してございますので、御参考に御覧いただければと思います。私からの説明は以上となります。

**【大野会長】**      ありがとうございます。

続きまして、議題3の小笠原諸島振興開発基本方針（案）について、事務局より御説明をお願いいたします。

**【伊藤企画調整官】**      小笠原諸島振興開発基本方針について御説明させていただきます。まず、資料4-1を御覧ください。

こちらは概要でございますが、初めに振興開発の意義として、小笠原諸島は排他的経済水域の保全や海上交通の安全確保、自然環境の保全・再生などに重要な役割を果たしており、自立的発展や住民生活の安定及び福祉の向上、移住・定住の促進を図ることが重要である旨、記載をしております。

次に、振興開発の方向として3つの柱を立てております。1つ目は、今回の法改正を踏まえた生活環境の整備、産業振興による移住・定住の促進でございます。2つ目が小笠原諸島内外の交通アクセスの整備。3つ目は自然環境の保全・再生でございます。それぞれの詳細につきましては、この後、本文に即して御説明させていただきます。

2枚目を御覧ください。小笠原諸島の振興開発を図るための基本的事項として、土地利用、交通通信、産業などの分野ごとに具体的取組を記載しております。詳細については、こちらも後ほど御説明をさせていただきます。

最後に、小笠原諸島の振興開発に関するその他の事項として、成果の基本設定やフォローアップについて記載をしております。

次に、振興開発基本方針の内容について、本文に沿って御説明をさせていただきます。資料4-2を御覧ください。資料の2ページ目からが本文となっております。

まず、I、序文として、昭和43年の日本復帰以降、振興のための諸施策を着実に実施してきたこと。他方で、本土へのアクセスの困難さや公共施設の老朽化など、生活面などで本土との格差が残されていること。そうした状況を踏まえ、今般、小笠原諸島振興開発特別措置法が改正され、法の目的に持続可能な地域社会の構築に向けた需要の促進が追加されたことを記載してございます。

また、本基本方針につきましては、令和6年度を初年度とする5か年を目途として、振興開発の意義及び方向を示すものとして記載をしてございます。

次の3ページからが小笠原諸島の振興開発の意義及び方向でございます。まず、振興開発の意義について、先ほど横紙で御説明させていただきましたように、小笠原は排他的経済水域の保全や自然環境の保全・再生などの役割を有しており、技術的発展、住民の生活の安定及び福祉の向上並びに移住・定住の促進を図っていくことが重要であるということを記載してございます。

2、振興開発の方向では先ほどの3つの柱を立てております。

まず1、生活環境の整備・産業の振興による移住・定住の促進として、高齢化の進展も踏まえた保健・医療や福祉の充実や若い世代の移住・定住の促進に向けた住宅確保、妊産婦への支援、学校施設等の計画的な老朽化対策などに取り組むこととしております。また、災害時における住民や観光客の孤立防止に必要な社会資本の整備や、農業、漁業、観光を軸とした産業振興により、移住希望者の雇用機会を確保することとしております。

次、4ページでございます。(2)小笠原諸島内外の交通アクセスの整備では、本土と小笠原を結ぶ唯一の交通手段である「おがさわら丸」や、父島-母島間の「ははじま丸」の定期的な運航を確保するための港湾整備、また、道路の整備などを進めることとしております。

また、航空路につきましては、災害や傷病等の緊急時の安全・安心を確保し、住民生活の安定を図るためにも、地元の意見や自然環境との調和に十分配慮しつつ、必要な取組を進めることとしております。

(3)自然環境の保全・再生では、国立公園、世界自然遺産である自然環境を保全するため、外来種対策や開発における適切な環境配慮などを進めるとともに、住民や来島者に対する教育・普及啓発活動の充実など、小笠原らしい貴重な自然環境の継承を図ることとしております。

次のⅢ、小笠原諸島の振興開発を図るための基本的な事項では、以降全18の項目について具体的に取組方針を記載してございます。

5ページを御覧ください。1、土地の利用に関する基本的な事項では、小笠原において土地は極めて重要な資源であることから、父島、母島について引き続き、用途及び地域を明示した土地利用計画書を作成、公示することとしております。また、今回、特に喫緊の課題である住宅不足の解消を図る上で、住宅用地の不足への対応が重要であることから、現状を踏まえつつ、土地利用計画を見直すということとしております。

2の交通通信の確保に関する事項では、まず、交通の確保として、現在唯一の交通手段である航路の安定的な運行を確保するための港湾施設の整備や、災害、事故などに備えた代替船の確保に向けた調整を進めることとしております。また、航空路については、貴重な自然環境への影響や地元の意見、運航採算性などを考慮、検討した上で、関係者間の円滑な合意形成を図る必要がある旨、記載をしております。

(2) 情報通信の確保では、高度情報通信ネットワークについて、地域の実情を踏まえて整備、充実に取り組むとともに、引き続き適切な維持管理を行うこととしております。また、遠隔医療、遠隔教育へのデジタル技術の活用などにより、住民サービスの質的向上を図ることとしております。

次の6ページを御覧ください。(3) 費用の低廉化では、物資輸送に関する費用の低減について、引き続き必要な措置を講ずるよう進めることとしております。

3番、産業の振興開発に関する基本的な事項では、農業について、生産基盤整備や亜熱帯性の気候に適した農作物の生産による付加価値の向上、また、漁業については、販路・流通経路の改善による付加価値の向上を図るとともに、災害に強い農林水産基盤の整備を進めることとしております。

4番、就業の促進に関する基本的な事項では、新規就農者に対する技術支援や新規漁業就労者の確保・育成などに取り組むこととしております。

5番、住宅及び生活環境の整備に関する基本的な事項では、住民生活の安定や福祉の向上、移住の促進のため、公共施設の老朽化対策を着実に推進するとともに、質の高い住環境を確保するため、土地利用計画の見直しに合わせて、将来必要な住宅需要を勘案した上で住宅供給計画を作成するなど、総合的な観点で住宅政策を展開することとしております。

また、次の7ページにかけまして、住宅供給の現況につきましては、毎年度、本審議会に報告することとしております。さらに、本土と比べて高い建築コストが住宅供給の障害とな



っていることから、民間事業者等による住宅供給なども含めて、関係機関の連携の下で住宅確保に向けた取組を推進することとしております。

6番、保健衛生の向上に関する基本的な事項では、保健、医療、福祉の連携による総合的な健康づくりや疾病の予防に対する取組を促進することとしております。

7番、福祉の増進に関する基本的な事項では、今回の法改正による配慮規定の充実も踏まえ、高齢者福祉の充実や介護テクノロジーの導入による介護サービス従事者の負担軽減、保育施設の整備など、子育て支援の各種サービスが体系的・効率的に提供できる体制の構築による児童福祉の充実、障害福祉サービス等の適切な提供を図ることとしております。

8番、医療の確保等に関する基本的な事項では、本土から遠く隔絶した小笠原において住民が安心して生活できる環境を整備し、移住・定住を促進する上でも、医療環境の整備が極めて重要であることから、医療・福祉複合施設を活用し、地域の実情に合わせて一定の医療の確保を図るとともに、オンライン診療をはじめとした遠隔医療等のDXなどを進めることとしております。

また、出産につきまして、村内で出産ができない状況も踏まえ、妊婦が本土で出産するに当たって必要な医療を受ける機会が確保できるよう、適切な配慮に努めることとしております。

8ページでございます。9番、自然環境の保全及び再生並びに公害の防止に関する事項では、野生動植物の保護増殖や海岸漂着物の処理、また、外来種の防除、住民や来島者に対する教育・普及啓発活動の充実等を図るとともに、循環型社会の形成のため、リサイクル等を促進することとしております。

10番、エネルギーの供給に関する基本的な事項では、再生可能エネルギー等の利用により、災害に強く、環境負荷の小さい地域づくりを推進することとしているほか、石油製品の流通コストが本土と比べて割高となっていることから、ガソリン小売価格の引下げ等の低廉化に努めることとしております。

11番、防災及び国土保全に係る施設の整備に関する事項では、災害発生時の住民・観光客の孤立を防止するため、避難路や港湾施設等の防災施設を計画的に整備することとしております。また、公共施設の防災機能の強化、津波浸水想定区域からの移転などを進めることとしております。さらに、災害や事故等による食料の入荷途絶などの事態に備え、食料備蓄庫の整備など、食料を安定的に確保するための取組を行うこととしております。

次の9ページ、12番、教育及び文化の振興に関する事項では、学校施設の整備・更新計画を確実に進めるほか、今回の法改正における配慮規定の充実も踏まえまして、教職員の定数や住環境をはじめとした内容について配慮することとしております。また、遠隔教育等のICT技術を活用した島外との交流など、教育の充実を図ることとしております。さらに、文化の振興につきましては、都の無形民俗文化財である南洋踊りをはじめとした独特の文化について、その保護や伝承に努めることとしております。

13番、観光の開発に関する事項では、自然環境の保全に配慮した持続的な観光を目指すと同時に、観光客にも責任ある旅行者としての意識と行動を促すレスポンシブルツーリズムを推進することとしております。また、観光、漁業、飲食業等が連携して観光消費額単価の増加に向けた取組を進めることなどにより、観光消費額の増加、観光客の滞在の長期化、リピーターの確保等を図ることとしております。

10ページでございます。国内及び国外の地域との交流の促進に関する事項では、国内外の地域との交流を通じた小笠原の地域資源の再発掘を図るとともに、教育研修旅行やワーケーションの受入れなどの交流促進を図ることとしております。

15番、小笠原諸島への移住の促進に関する基本的な事項では、今後も持続可能な地域社会を構築するため、若年層等の移住を促進し、定住につなげていくことが重要であることから、住宅の確保と併せて、医療、介護、教育といった生活環境整備を一層推進することとしております。

16番、人材の確保及び育成に関する基本的な事項では、自然環境の保全・再生と観光振興の両立を担う自然ガイドや、外国人旅行者へのガイドを行う良質な人材の確保・育成、また、新規就農も含めた農林水産業従事者の育成を図るとともに、人材の確保・育成の観点からも移住・定住の促進をはじめとした各種取組を積極的に進めていくこととしております。

11ページ、17番、関係者間における連携及び協力の確保に関する基本的な事項では、国・東京都・小笠原村に加えまして、住民の方、NPOなどの多様な関係者が連携及び協力できるよう、引き続き環境整備を行うこととしております。

18番、帰島を希望する旧島民の帰島の促進に関する基本的な事項では、帰島阻害要因の把握や帰島を希望する旧島民の受入れ環境整備を引き続き進めるとともに、硫黄島及び北硫黄島につきましては、一時帰島の機会の充実を図ることとしております。また、旧島民の3世、4世等の若い世代が小笠原諸島に触れる機会をつくり、定住につなげるなど、これらの世代に対する帰島促進の在り方について検討を進めることとしております。

最後にIV番、小笠原諸島の振興開発に関するその他の事項では、東京都は小笠原村と連携して、振興開発計画に掲げる事業の目的を明確化する成果目標を設定するとともに、その達成状況について定期的に評価するフォローアップを行うこととしてございます。

基本方針につきましては、以上でございます。

**【大野会長】** ありがとうございます。

小笠原諸島振興開発特別措置法の第5条にこの基本方針として何を定めるかということが示されておりまして、その19項目に沿った形で基本方針がまとめられています。

それでは、法改正や小笠原諸島振興開発基本方針（案）につきまして、皆様より御意見や御質問をお受けしたいと思えます。どなたからでも、どの箇所からでも結構ですので、どうぞ御発言願います。

**【竹林委員】** 率直に申し上げて、私が知っている限りでは、基本方針の内容は従前とあまり変わっていないのではないかなと思うんですね。記載の事項についてやらなければならないということは、どなたも反対はしないのではないかな、ということは申し上げます。ただ、今般多少トーンが変わったものがあるかなと思うのは、想像はつくと思えますが、防災です。

私は港湾の仕事をしていますが、最新の分科会でも、先般の能登の地震が相当効きまして、大きな災害が起こると一番弱いところに被害が来る。特に能登は半島で、おまけに先っぽで、非常に脆弱な道路交通網になっているところが直撃されると、被害が大きくなってしまいます。

そのときに委員会で出たのは、離島も同じだろうと。場所によってはもっと条件が悪いだろうという話になっているわけですね。今の防災関係の記載について、ハードウェア的に島を守るというのはもちろん大事ですが、小笠原の特殊性は本土から1,000キロも離れていることですから、この特殊性は相当考慮したほうがよい。

今回の、能登半島地震のような規模のものが起こらないとも限らない。プレートの上に乗っていますので。おまけにあの周りは、福徳岡ノ場は海底で吹いていますし、そこら中で今、環太平洋は活動期に入っていますので、何が起こるか分からないと考えておいたほうがよい。台風もちろん常時来ますし、それに加えて地震や、津波の恐怖ですとか、今までないものが現実化しているわけですね。

そのときに島全体でハードウェアを増強するというのももちろんですが、本土と間接的につながって防災活動を行うということも、真剣に考えたほうがよいと思うんですよ。南の硫黄島に、自衛隊の基地がありますけれども、同様に被害を受ける可能性もないとも限らない。

なので、ちゃんとオプションを、小笠原に関して言えば、ほかの島嶼地域と違って、もっとシビアに幾つもプランB、プランCを用意しておいて対処しないといけないのではないかなど。事前に資料を読んでいたんですが、何となく甘いなという印象を受けたのが正直なところで、もう少しそのあたり、具体的なプランB、プランC、プランDぐらいの話を立てられるように、地元とそれから東京都と交えてやっていかないと、まずいのではないかなど思った次第です。以上です。

【大野会長】 ありがとうございます。防災については、もっとオプションを考慮するような書きぶりがよいのではないかという御指摘だと思いますが、これについて、事務局より御回答をお願いいたします。

【立岩振興官】 貴重な御指摘ありがとうございます。委員がおっしゃるとおり、どのようなオプションが考えられるのかということについて、ハードウェアだけではなくて、ソフト的な対策も含めて、しっかり地元や東京都とも相談をしていきたいと思っております。

その上で、基本方針の本文のほうに、そうした検討をしっかりと進めていかなければいけないといった趣旨、書き込めるかどうかとも検討したいと思います。ありがとうございます。

【大野会長】 ありがとうございます。竹林委員、今の御回答でよろしいですか。

【竹林委員】 構いませんが、ただ、私は防災を専門にやっているわけではありませんが、条件が悪いところの防災をソフトウェアで対応することは結構難しいんですよ。結局、組織のつくり方の問題になりますのでね。

例えば、自衛隊は絶対外せないですよ。今般の能登の件もそうでしたが、防衛省を含めて、どう連携するのかということは、小笠原の場合はほかのところ以上に大事だと思います。

例えば、多分、船でしか助けに行けないはずなんで、どういった船を用立てるのかとか、かなり綿密にいろんな省庁と突き合わせて考えていかないと、事が起こったらどうしようもないという話になると困ってしまいます。本当1,000キロって半端じゃないんですよ。洋上距離1,000キロって普通じゃ考えられない距離なんですよ。それはよくよく皆さん対応しているんでお分かりだと思いますけど、思った以上にすごいということです。以上です。

【大野会長】 ありがとうございます。広域連携ほか、省庁横断的に、特に防衛省と自衛隊も組み込むような形で、連携が必要だということをごどこかに書き込んでいただくのがよいという御指摘でした。

【立岩振興官】 かしこまりました。

【大野会長】 よろしくお願いいたします。

ほかにかがですか。どうぞ、小林委員。

【小林会長代理】 今回の御意見にも関係するんですが、今後インバウンドの推進をいろんなところで見込んでいらっしゃるんですが、熊本地震8年目がついこの間あり、その翌日にまた地震ということがあって、観光客が外国人だった場合にどうするのかという課題は、本当に陸続きでも怖いことなので、これが、さっき竹林先生がおっしゃった1,000キロのハードルをどういうふうにも外国人にとっても安心・安全で、引き返す、あるいはどこかに避難させるというのは、単にマニュアルを作っているだけではとてもカバーできない。もっと実践的な活動というか、トレーニングが必要で、台湾の状況を見て、本当に何時間後に避難所ができたようなものを見ると、まだまだ日本は準備が足りないなとひしひしと感じているところなので、観光における何かがあったときの対応についても、もうちょっと細かい書きぶりがあるといいかなと思っているところが1つです。

それから、続けて観光に関して質問なんですけど、今回の基本方針の中には、前回と比べると、エコツーリズムという言葉が完全に消えているんですが、これは作想的に消していらっしゃるのでしょうか。内容を読みますと、エコツーリズムの内容が反映されている書きぶりはあるんですが、あえて言葉としてエコツーリズムを消しているということなのか。あるいは、その説明をするよりは、ほかの言葉で説明したほうが良いという判断だったのか、そこを教えていただきたいのが1点です。

その質問にも関連するんですが、移住と定住を促進するということが今回の改正の目玉だと思うんですけども、移住・定住を促進するためには何が必要かということと、まず住むところが必要、土地の問題があるというのは皆さん御存じのとおり、ここに書いてありますが、同時にやっぱり仕事が必要なんです。仕事がないと、そこに住み続けることができないということを考えると、観光においては、その地域に住んで、そこでプロフェッショナルなガイドが育つことが非常に重要で、そのガイドの養成をするというところの段階でとどまっていると、単に養成して、ガイドはできました。でも、そのガイドが食べていけるのかという問題が必ず出てくるんです。

ですから、そのガイドがちゃんと生活ができるような基盤をつくるためには、観光産業はもとより、そこと連携するような農業、漁業、その他の地域を支える一次産業と連携しながら、その人たちが御飯を食べていけるような体制づくりというのがすごく重要なので、ガイドをただ養成するだけではなくて、その人たちが社会的にそこでちゃんとした地位を確立

して、長く住み続けられるような体制をつくらないと、移住・定住というのは非常に難しいと思います。

小笠原の持っている地勢的な価値だとか、それから海洋島としての非常にユニークな存在そのものが、いわゆる自然ガイドと言われる、私たちはエコガイドと呼んでいますが、その人たちにとってはすごく魅力的な場所なんです。なので、これを何とかもうちょっと、同じエコガイドをやっているような横のつながりをもっとうまくつくることによって、もっとほかの地域からここに、例えばガイドの養成に来るだとか、ガイド研修を一緒にやるだとか、この基本方針の中に何行か書いてあるんですけども、ほかの地域との連動をどういうふうにしていくか。

多分日本全国いろんなところで、自然だとか文化だとかということで関わっている自然ガイド、エコガイドっていると思うんです。そういう人たちがここで交流をすとか、あるいは情報を交換することによって、ひいてはそのネットワークがインバウンドの良質なお客様のキャッチボールにつながる。だから、次のマーケティングの新しい種まきにもつながるので、そのあたりの何かネットワークづくりみたいなものも積極的にやっていただけたらいいかなというふうに感じました。

**【大野会長】** ありがとうございます。これは13番の観光の開発に関する基本的な事項の中でできそうなお話だと思いますが、よろしく願いいたします。

**【立岩振興官】** ありがとうございます。まず1点目の外国人の方が観光で来られていたときに発災したときの対処等々、防災対策に関して、しっかりと対応していくべきとした計画文書ということになりますと、地域防災計画で策定することになるかと思いますが、この基本方針の中でもそうしたことへの配慮が必要であるということが書き込めないか、少し検討してみたいと思います。

また、13番の観光の開発に関する基本的な事項のところ、エコツーリズムという文言についてですが、意見具申をいただく際に、書き下した形で、エコツーリズムという言葉ではなくて、むしろ今回書かせていただいているレスポンシブルツーリズムを前に出した記載となっております、その意見具申を踏まえて、今はこのような書きぶりにさせていただいております。

それから、移住・定住のために仕事がやはり重要である、特にガイドさんなんかもしっかり生活できるようにしていくこと、これは委員がおっしゃるとおりでございます、観光のところ、直接記載しているのではないんですが、資料4-2の中ですと、6ページ目に就業

関係の記載として、就業者が適切な所得を確保できるよう、しっかり配慮して支援策を講じていくということを記載させていただいております。

そうしたガイドさんの横のつながり、委員から御示唆いただきまして、非常に有効だと考えております。こうしたことは、この方針の中の例えば14番目の項目、国内及び国外の地域との交流の促進に関する基本的な事項、このあたりである特定のテーマでもって交流を進める、横のつながりをつくっていくといったことの有用性も、できれば記載していきたいと考えております。ありがとうございます。

【大野会長】 小林委員、今の御回答でよろしいですか。どうもありがとうございます。

観光振興の一翼を担うという意味において、観光ガイドの養成が必要になり、その人たちがしっかり生活できるような措置をするという方針をどこかに書き込んでいただくということで、よろしく願いいたします。

【小林会長代理】 すみません、1つだけ付け加えさせていただくと、確かに具申のときに、エコツーリズムという言葉じゃなくて、かみ砕くというところの話は私もいたので覚えているんですが、ただ、言葉の書換えは別にいいんですが、小笠原の観光ビジョンを見ますと、エコツーリズムということが主軸になって観光ビジョンがうたっているんで、小笠原村で今これだけのことを10年かけてやろうと言っているときに、何もこちらから支援するような形のアプローチがないというのはちょっと寂しいかなと思うんです。

レスポンシブルツーリズムと、エコツーリズムと何が違うかという話にもなると思うんですけれども、レスポンシブルツーリズムというのはどちらかというと、メッセージはこちら側、迎えるほうだけじゃなくて、来るお客さんも責任を持って対応しましょうねというところのメッセージ性は強いと思うんですが、エコツーリズムの重要なところは、観光という経済活動の一部が地域の資源を保全するために活用されるということで、だから、そこに大事な、小笠原でいうと、自然と人が観光資源だとちゃんとうたっているわけですから、人と自然を守るためにお客様から頂いた観光の利益が還元されているということがメッセージとしてはあるので、エコツーリズムという言葉を使うか使わないかは別としても、村の持っているビジョンに寄り添うような形の何かワーディングみたいなものを考えていただけるといいかなというふうに思います。

【大野会長】 御検討いただければ幸いです。

【立岩振興官】 かしこまりました。

【大野会長】 ありがとうございます。ほかに何かございませんか。飯盛委員、どうぞ。

【飯盛委員】 御説明ありがとうございます。私、地域づくりの視点から申し上げたいと思います。いろいろと申し上げたことを反映いただいて、ありがたいなというふうに思っております。

地域づくりの観点からいきますと、地域の中で何か新しい活動などが次々と生まれてくるような状態をつくり上げるということが極めて重要で、そのためにこの担い手の確保・育成というものが大変重要なポイントになると思っています。それについて16番などで触れていただいて、素晴らしい内容だなというふうに私は思っております。

もう一つ付け加えるとすれば、随所に移住・定住の促進ということが挙げられておりますけれども、今、小林委員がおっしゃったように、職業とかいろんな要素が関わってくるかと思いますが、関係人口というもう一つのステップにも着目すべきだと思います。急に移住・定住ができればもちろんいいのですが、そのもう一つ前の段階で、関係人口の創出ということもあって、どこかに触れていただいていいのではないかなというふうに感じました。

例えば、12番の教育、まさに子供たちに島のことを学んでもらうということもありますし、14番の交流の促進、あと15番の移住促進、16番の人材確保、このあたりのどこかに関係人口の創出のようなことがあると、移住・定住の促進に弾みになるのではないかなというふうに私は感じました。以上でございます。

【大野会長】 ありがとうございます。それでは、御回答をお願いいたします。

【立岩振興官】 貴重な御意見ありがとうございます。関係人口について触れることができないか、検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

【大野会長】 ありがとうございます。それでは、片石委員、お願いいたします。

【片石委員】 片石です。2点あります。まず、5番の住宅及び生活環境の整備に関する部分で、公共施設の老朽化対策と書いてありますが、震災に関すること、災害に関連することとして、島内の上下水道をはじめとする公共施設の老朽化対策とともに、耐震化を進める必要があるかなど。能登もまだ水道・下水道が復旧していないところがあり、耐震化が遅れたために、今のような大変な状況になっているところもありますので、耐震化は意識されたらいいかと思います。

もう一つ、11番の記述について、8ページの最後の行に食糧備蓄庫の整備等と書いてありますが、その前に水産物に関して高付加価値化を図ることが書いてございます。例えば漁港施設や共同利用施設で倉庫や加工施設や冷蔵庫など整備される際に、食料備蓄の機能も有するような、複数の機能を持つような施設を考えることが必要ではないでしょうか



か。それぞれ個々に整備すると、場所もないし、コストもかかるということですが、そういう施設は津波などで浸水するようなところにあってはいけないと思いますので、作る場所などは今後、考えていかななくてはいけないと思いますし、同じような機能が必要なものは複合的に作っていくとか、工夫が必要かと思います。

先ほど資料3の説明の中で、小笠原の事業費が国費ベースで15億円ということがありましたけれども、今までの先生方のいろいろな意見を聞いていまして、この15億ではとても足りないぐらいの金額で、あとは都のほうで負担されるのかもしれませんが、事業費を今後もう少し乗せていくようなことを考えてもよろしいんじゃないかと思います。以上です。

【大野会長】 ありがとうございます。耐震化の話、それから備蓄庫などの複合化、あるいは平常時でも使えるものが災害時にも使えるという、そのような発想が必要ではないかということだと思いますが、御回答をお願いいたします。

【立岩振興官】 公共施設の老朽化対策については、御案内のとおり、公共施設等の総合管理計画を小笠原村が策定をして、それに基づいて計画的に進めていращやるということでございますが、その際、当然、老朽化だけでなく、耐震化といったような観点も重要だと思いますので、そうしたことも、例えば5番ないし防災の項目の中に記載できると思います。

その際、複数機能を持ったような施設も、例えば母島の保育園なんかは、移転に当たりまして、備蓄の機能もある、村の方々が集まるような場所としての機能も持たせるようなことも検討しながら進めてきたものと考えておりますので、そうした取組はしっかりと我々のほうもしてまいりたいと思います。その際の予算関係は、毎年度御指摘いただいていると思いますが、すみません。

【大野会長】 ありがとうございます。よろしいですか。

【片石委員】 はい。

【大野会長】 それでは、古沢委員、お願いいたします。

【古沢委員】 ありがとうございます。私のほうから幾つか質問も交えて、発言させていただきたいと思います。

1つは12番、教育及び文化の振興のところ、法改正でも配慮規定を充実させるとあるんですが、遠隔教育、今、全国的に離島とか山間部について、かなり規制緩和されて、遠隔教育が重視されているんですけど、この書きぶりも十分カバーされているとは思うんで

すが、特に小規模な高校については、進路選択とか学習の機会という意味でどうしても選択する教科が少なくなってしまうことは、生徒にとっては切実な問題かなと思います。できるだけ選択肢を確保するような方向で、東京都が主体になるかと思いますが、そういう書きぶりも入れていただいたほうがいいかと思います。

小笠原は非常に若年層の移住が多いということで、今後も教育環境の充実が非常に重要になってくると思いますので、以前見学させていただいたときも皆さん進路についていろいろ多角的に考えているようだったので、ぜひこちらを充実させていただきたいと思います。

それから、先般から出ております災害対策、医療などの緊急時について、2番の交通の確保のところですけど、航空路については、地元の住民の緊急時の足ということに主軸を置いて書かれていると思います。それが一番現実的かなと思うんですけど、いろいろ幾つかオプションがあって検討されてきたと思うんですけど、今のところの状況、もし差し支えなければお聞きしたいというのが1つです。

それから、不勉強なのかもしれませんが、18番の帰島を希望する旧島民の帰島の促進で、阻害要因の把握ということなんですけれども、硫黄島については阻害要因というのは承知しているんですけど、これは父島、母島も含めて書いているのか、この書きぶりだと理解しがたい部分もありまして、あと、希望者というのもずっと調査されていたと思うんですけど、2世、3世の方も含めて、どういう状況かというのを伺いできればと思います。以上です。

【大野会長】       ありがとうございます。それでは、御回答をお願いいたします。

【立岩振興官】       まず、教育の関係で高校生の進路のこと、古沢委員からは前回も御指摘いただいていたところですので、実際、現場の取組でどういったことが、主に東京都さんになろうかと思いますが、ぜひお聞きして、ここに何かしらの書き込みができるか、考えさせていただきたいと思います。

それから、航空路の開設の部分については、従前から航空路協議会でいろいろと検討が進められているものと承知しておりまして、現時点ではまだ、型式が取れていない2機の候補機があるという状況に変わりはないというふうに承知してございます。

それから、18番の関係で、旧島民の方、これは硫黄島に限らず調査というのは行っております。ですので、阻害要因も、そもそも硫黄島の方ですと、島に戻れないというようなこともございますが、そのほかに例えば父島、母島の旧島民の方であっても、健康問題であっ

たり、経済問題であったり等々の阻害要因もやはり一定程度、アンケートの回答では出てきているといった状況でございます。ありがとうございます。

【大野会長】 ありがとうございます。今の御回答でよろしいですか。

【古沢委員】 はい。ありがとうございます。

【大野会長】 それでは、オンライン参加の井田委員から御発言の意思があるようですので、よろしく願いいたします。

【井田委員】 よろしくお祈りします。オンラインから失礼いたします。気象予報士の井田です。

防災については皆さんのおっしゃるとおりで、私も連携強化がすごく必要だと思っております。近年、海面水温もかなり上がっていて、小笠原近海で予測以上に台風が発達したり、台風じゃない低気圧が急に小笠原近海で台風発達したりしています。島の被害って少し台風の進路がずれるだけでも、全然大丈夫な場合と、すごく甚大な被害につながったりするんですけども、あの辺はレーダーも含めて、そこまで情報量が多くないので、すごい台風が発生していても、後でそんなに被害が大きくなかったことを見て、安堵したりしているんですけども、本当にいつこれまでにないような災害が起こってもおかしくないような状況だと思っています。

メディアにいても、沖縄とか奄美の場合の台風の情報というのは結構入ってくるんですけども、小笠原はメディアでもなかなか情報が薄いんです。なので、その辺の情報が途絶えないように、ぜひメディアとの情報交換の連携強化もやってほしいなというふうに感じました。

あともう一つ、8番の医療についてなんですけれども、オンライン診療の強化ですとか、妊婦に対する本土での対応の強化というのもずっと言われているんですけども、島で出産というのは難しいのでしょうか。これから若い人たちが移住したり、そこで家族を築いていくことを考えると、出産ができないというのは結構大きいなと私としては思っていて、もちろん医師の確保だとかすごく難しいと思うんですけども、そのあたりも長い目で見ていくと、お仕事の割り振りというの踏まえて、医師も充実させていくというところで、子供を産み、そこで長い目で見て生活していくということが伴っていくと思うので、そういったところもし検討されているようでしたら、その辺もちょっとお聞かせいただきたいなと思いました。

【大野会長】 ありがとうございます。今、お話にあった出産面の課題については、法改

正の国会審議の中で、斉藤国土交通大臣から「基本方針の策定に当たっては、審議会において、医療、出産面における課題についても一層御審議いただきたい」という答弁がありました。ただいまの気象状況の情報提供も含めて、御回答をお願いいたします。

**【立岩振興官】** まず、防災の関係で、発災時、あるいは事前の情報伝達、これは全国、特に発災時には常に言われるところでもあろうかと思えます。具体的な取組としてどういったことが可能なのか。そういったところは東京都、小笠原村ともよく相談をして、少しでも前に進むように我々としてもしっかりと対応してまいりたいと思えます。

それから、医療、特に出産の点でございますが、やはり今時点では我々承知しているところでは、どうしても本土で出産準備をしていかななくてはいけないということで、出産補助金の支給ですとか、あるいは、島内においては小笠原診療所で年6回の産婦人科専門診療などを行っているものというふうに承知しておりますが、この点、小笠原村などから現状ですとか御説明いただければと思えます。

**【大野会長】** それでは、渋谷村長、お願いできますか。

**【渋谷委員】** この質問は結構今までも出ているように思います。我々も本来の思いとしては島で出産ということをお願いして、過去には産婦人科医を確保して出産体制を取っていたんですが、平成20年に結論を出したのは、現在の医療体制、リスクを島で全部抱えることはできないということで、今、島民で妊娠された方については、32週になる前に本土での出産をお勧めしております。

今、振興官からも少しありましたが、そこに対する支援としては、年に6回の産婦人科医による検診を充実、最初は4回だったんですが、6回に増やしたりとか、内地に行くことでの経済的な負担というものを軽減しようということで、支援金を父島の場合は最初は40万で、数年前に43万円に金額を上げております。

また、本土側に滞在できる実家があるとか身寄りがあるとか、そういった場合はいいのですが、そうでない方に向けては、北区にあります東京北医療センターというところの寮をお借りして、そこで出産まで控える。出産後も1か月健診ぐらいまでは様々なリスクを負いますので、1か月健診が終わってから島に帰っていただくというような体制を取っているところでございます。以上です。

**【大野会長】** ありがとうございます。井田委員、いかがですか。

**【井田委員】** ありがとうございます。何度もこの御質問を私もさせていただいて理解はしているんですけども、お金の補助はもちろんのこと、精神的な不安というのが一番大き

いのかなと思うことと、平成20年に決定されたということで、時間もたっていますので、島民の声をいま一度聞かれてもいいのかなというふうに思って御質問させていただきました。現状ありがとうございました。

【大野会長】 ありがとうございます。この件でも、ほかの件でも構いませんが、ほかに何か御質問、御意見等はございませんか。奥委員、よろしく願いいたします。

【奥委員】 オンラインで失礼いたします。拝見させていただきまして、今まで議論させていただいたようなことが網羅されているなというふうに思ったんですが、1つだけ御質問いたします。先ほどのエコツーリズムと似たようなお話なんですが、観光の項目の13番のところで、今まで前回の基本方針と比較して、観光メニューの開発ですとか、リピーターの確保といったところは変わっていないと思うんです。一方、外国人観光客の受入に関する記載がなくなっているなというふうに拝見しておりまして、どういう経緯でそうなっているのかなというところが、1つお伺いしたいところでありました。

外国人を受け入れられない非常に厳しい時間が続きまして、ようやく再開して、今いろんなところで外国人がかなり増えてきているという状況の中で、小笠原のほうではそういう体制が1回崩れてしまったので、もう1回構築しなきゃいけないので、今のこの段階ではここには示せないということなのか、あるいは、リピーターの確保等に包括されているのかとか、コロナが明けて、今後どうやって訪日外国人の需要に取り組んでいくかというのは、各地域ともいろんな施策をどう打っていくかというのを検討されているところではあると思うんですけれども、小笠原として、今後、その対応についてどうしていくのかというのが、ガイドを育成するというコメントがあったんで、やらないわけじゃないだろうなと思ったんですけど、何かそういう方向性のコメントがあってもいいのじゃないかなとちょっと思いました。以上でございます。

【大野会長】 ありがとうございます。それでは、御回答をお願いいたします。

【立岩振興官】 御指摘ありがとうございます。決して外国人の方、インバウンドについて当座は取り組まないとか、そんなことではもちろんございませんので、特にここに関しては、奥委員からも御指摘があったのは、観光消費額をしっかりと増やしていくというようなことをむしろ今回書かせてはいただいているんですが、そうしたことのためにも、インバウンドというものも、リピーターの確保等の中に包含されているんですが、ちょっと表に出して書くようなことも検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

【奥委員】 ありがとうございます。

【大野会長】 ありがとうございます。ほかに御意見はございませんか。小暮委員、よろしく願いいたします。

【小暮委員】 小笠原協会の小暮でございます。いつもお世話になってございます。

私のほうから、今回の基本方針（案）を拝見させていただきまして、全体的には妥当な内容であるかなということで評価をさせていただいているところでございます。

特に大きなⅡ小笠原諸島の振興開発の意義及び方向のところの中で、2番、振興開発の方向の中の（1）で、生活環境の整備、産業の振興による移住・定住の促進ということで項目が入ってございました。こちらについては今までの審議会の中でも、小笠原の場合は移住・定住、これが大事だなということで議論もさせていただいて、今回この中に盛り込まれたというのは、私どものほうとすると喜ばしいことかなというふうに評価をしております。

それから、大きなⅢ小笠原諸島の振興開発を図るための基本的な事項というところの1番、土地利用に関する基本的な事項というところで、こちらについては、小笠原の場合は、御案内のように、住宅用地の確保が非常に困難であるということで、住宅用地を確保しなければ新しい島民も入ってきませんので、そういう意味では非常に重要な部分であります。土地利用計画の見直しについて言及されたというのは大きいのかなというふうに思っております。今後、国それから東京都、小笠原村も含めて、行政のほうで取組をどんどん進めていただければいいのかなというふうに思っております。

それから、15番、小笠原への移住の促進に関する基本的な事項ということで、今回の基本方針に新たに盛り込まれた部分なのかなというふうに思っております。住宅の確保、それから先ほど来話題になっております医療、介護、教育といった生活環境の整備を一層促進するということでうたっておりますので、これについても今後はしっかりとフォローをしていただければいいのかなというふうに思っております。

それから最後になりますけれども、18番、帰島を希望する旧島民の帰島の促進に関する基本的な事項という部分でありまして、上の部分は今までどおりでありますけれども、一番下の部分、一時帰島の機会の充実を図る、それから旧島民、次世代の若い世代について、小笠原に触れる機会をつくっていただくということで定住につなげていく、こういった形で記載をされているのは非常に私どもは評価するところであります。

それから、今回、この基本方針（案）とは別に、これはお願いと申しますか、行政、国及び東京都、小笠原村も含めてお願いでありますけれども、硫黄島の旧島民の皆さんの墓参については、コロナで一時期休止をしていた部分があるんですけど、コロナも明けて、再開を

されるやに聞いておりますが、こちらについても今後とも引き続き国の皆さんの協力をいただきながら、ぜひ従来にも増して墓参り、旧島民の方々の切なる願いでありますので、こちらについても御配慮いただければありがたいのかなということで、小笠原協会としてお伝えをさせていただきたいというふうに思っております。私からは以上でございます。ありがとうございました。

【大野会長】 ありがとうございます。ここに書かれていることは大変評価できるという御意見でございますが、何か御回答をいただけますか。

【立岩振興官】 小暮委員、ありがとうございます。墓参事業、訪島事業も含めてですけども、こちらにつきましては我々国交省としても、防衛省ともしっかりと調整を図って、より多くの機会が得られるように取り組んでまいりたいと思っております。

そうした中で1点、むしろこれはこちらからのお願いにもなるんですけども、まさに小暮委員が触れていただいた旧島民の3世、4世等の若い世代の方々が小笠原諸島に触れる機会をつくっていくということに関しましては、これもコロナ禍で一時止まっていた、それこそ協会さんの小笠原訪問並びに交流ツアーが再開されたというふうに承知しておりますので、そうしたのもうまく連携して、積極的にPRを我々もできたらいいなと思っておりますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

【小暮委員】 ありがとうございます。

【大野会長】 ありがとうございます。ほかにいかがですか。竹林委員、どうぞ。

【竹林委員】 2回目で申し訳ないです。この際ちょっと素朴な質問をさせていただきたいんですが、私ずっと思っているんですけど、私は専門が交通なんで、本土とのつながりと言うと、「おがさわら丸」1隻でやりますと、ここでも代替船の確保等と書いているんですけど、私、現場に行けてないんで、こういうことを申し上げるのは何なんですけど、現場に行けない最大の理由は、1便逃すと次行けないということになっているんですね。

要は、週1便ですとスケジュールコストというのがすごく高いんですよ。1隻だけで週2便この距離動かそうと思うと、多分かつかつですので、恐らくサービスレベルを上げようと、週2便やろうと思うと、もう1隻要るだろうなという勘定になるんですね。そういう議論が全くここでは出ないのがどうしてなのかなと。

要は、本土とのつながりの最大の阻害要因は、接続性が今以上によくないというのが前提になっているような気がして仕方がないんですが、図面でしか知りませんが、外郭といって港の外側を囲っている静穏を保つための施設は結構きちっと作ってあるみたいなんで

す。それから考えると、もうちょっと外洋型の船をもう1隻確保できないのか、というのはずっと思うんですけど、何でそういう議論が全く出ないのかなというのがすごく不思議です。以上です。

【大野会長】 具体的な計画案については、後々御議論いただくことになると思いますが、方針として複数の手段を用意しておくということで、「おがさわら丸」以外のことについての記述があったほうがよいのではないかなという御指摘だと思います。

【竹林委員】 要は何でないのかという。議論したくないんだったら別に構いませんけど。

【大野会長】 どうぞ、渋谷村長。

【渋谷委員】 委員の立場で答えるのはどうかなと思いつつ、今の話はずっと議論されてきていて、先ほど審議会が始まる前に竹林委員とも話をしていたんですが、防災面もそうなんですけど、去年おがさわら丸に漁網が絡まって、竹芝まで40時間かかるという時がありました。それにたまたま私も乗っていたものですから、なおさら切実な思いで感じたのは、そのときにスクリューや軸に大きな損傷があったら、後で聞くと、6か月、ないしは部品の調達で1年運航できなくなったかもしれない。幸い、そのときは損傷がなかったのですぐに運航できました。

2隻あったらいいねという議論はずっと、村民の声であったり、アイデアとしては出るんですが、一方で海運会社から必ず言われるのが、それだけの需要があるか、コストがかかるということ。特に今は船員さんの確保が大変だという中で、実現はされていません。

一方で、夏になると着発運行という、6日間かけて、普段、父島に3泊するものがすぐに帰ってきて、1隻で週に2回運航するということは実際に行われています。そういう状況の中でもう一つの船というのは話題としては出てくるんですが、現実的に議論の俎上に上がったことはないという状況です。

【竹林委員】 少しだけいいですか。

【大野会長】 どうぞ、竹林委員。

【竹林委員】 状況はよく分かります。大体その需要の話は必ず言い訳で絶対出てくるんです。ただ、これは政策なので、政策の議論がマーケットとどう一致するか、もちろん擦り寄せなければいけませんけど、実際、奄美のほうでも、便数の問題はずっとあったわけですよ。それを何とか維持してきている部分もあったり、あるいは、貨物の、RORO船で追加をかけるような形もやってきたりしているんで。だから、何らかの形の工夫というのはあり得るんじゃないかなというふうに思います。



最初から1社でやっていて、運航で需要がないから無理と言ったら、それはそこで終わるんで、今、いろんな先生の言っている話は、明らかに将来的に需要って膨らむねという前提でお話しされているようにしか私は聞こえないんですけど、その話の下で、1隻でしか無理ですよって話は、何か最初から制約条件をつけているような気がしてしょうがないんですけどというのが感想です。以上です。

【大野会長】 ありがとうございます。その可能性を含んだ形の記述はできますか。

【立岩振興官】 なかなか現時点で可能性を含んだ記述は難しいとは考えておりますが、引き続き、そこは柔軟に勉強させていただきたいと思います。ありがとうございます。

【大野会長】 ありがとうございます。

時間の関係で、あと1つぐらいお受けしたいと思います。オンライン参加の方、いかがですか。よろしいですか。それでは、小林委員、お願いいたします。

【小林会長代理】 基本方針のところじゃないんですけども、今回頂いた資料2の解説用のポンチ絵の下のところにはKPIの数字が出ているんですけども、このKPIの算出の根拠はどういうところにあるのか、聞かせていただきたいです。3,000人、350人とぼーんと出ているんですけど、これを決めた背景を差し支えなかったら教えてください。

【大野会長】 御回答をお願いいたします。

【立岩振興官】 このKPIの3,000人というのは奄美のほうですね。これは足元の移住者数が1,800人弱だったところを、ある程度そのままの推移でしっかりと伸ばしていければということで推計した値でございます。

それから、小笠原の350というのは、これは前回基本方針を作った頃には人口は微増の傾向が続いていたかと思います。それが直近5か年ぐらい見ますと、横ばいになりつつあります。そういった中で、ここからの5年間で社会増減に関しては、少なくともプラマイゼロにはしていこうというところで、はじいた数字になってございます。

【小林会長代理】 ということは、令和10年までの間に、KPIについては今年度はどうだったかという見返しみたいなものを毎年度やるということですか。

【立岩振興官】 はい。それはフォローしていきたいと思います。

【小林会長代理】 ありがとうございます。

【大野会長】 ありがとうございます。松山委員、まだ何かございましたら、御発言いただければと思います。

【松山委員】 特にありません。事前にコメントするように言われたので、申し上げてお

ります。どこをコメントしたかという、3ページ目の排他的経済水域について、その地下資源のことを言及されていたんですけど、もうちょっと具体的な資源名を挙げたらいいんじゃないですかというふうに申し上げたら、ちゃんと修正されたものが配付されています。

【大野会長】 どうもありがとうございました。

それでは、皆様の貴重な御意見を賜りまして、そろそろ答申のまとめに入りたいと思います。本日の審議会の中で、基本方針（案）について幾つか御意見が出ました。特に防災面での対応ということで、広域連携や省庁横断的な対応、また訪問客、特にインバウンド、外国からのお客さんに対する災害時の対応など、そのようなことを盛り込んでいただきたいということでございます。

また、観光振興につきまして、それを支える観光ガイドを養成するとともに、その人たちがしっかり生活していけるようにする、そして定住できるようにする、そのようなことも盛り込んでいただきたいと思います。

そのほかに、防災面での施設の耐震化や多機能化、地域づくりでの関係人口の誘導戦略などもありましたが、このあたりにしたいと思います。

本日いただきました御意見について、できる限り御検討いただいて、できないものはできないとしていただければ結構でございます。そして基本方針（案）を修正していただき、その案については、私に御一任いただくということでよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

【大野会長】 ありがとうございます。それでは、基本方針の修正について、まず事務局で修正していただいて、その内容を私が確認して、その後、委員の皆様へ改めて送付したいと思います。

時間の関係もございますので、さらなる御意見、御質問につきましては、これから修正に入りますので、後ほど事務局まで御連絡いただければ、できる限り対応していただきたいと思っております。

最後に、この際ですので、委員の皆様から何かございますか。よろしいですか。

それでは、以上で本日の議事を終わりたいと思います。皆様、御協力ありがとうございました。進行を事務局にお返しいたします。

【田崎調整官】 皆様、熱心な御議論をいただきありがとうございました。閉会に当たりまして、国土交通省国土政策局長の黒田から御挨拶申し上げます。

【黒田局長】 先生方におかれましては、熱心な御議論大変ありがとうございました。本

日の御審議を踏まえまして、幾つか留意事項、留意点がございましたけども、速やかに基本方針を策定できるよう調整を進め、その後、基本方針に基づきまして、東京都において策定される振興開発計画で具体的な施策をまとめることとなります。引き続き、東京都や小笠原村の皆様と十分に連携を密にして進めてまいりたいというふうに考えております。

委員の皆様方におかれましては、引き続き御指導賜りますよう、よろしくお願いいたします。本日の御熱心な審議に対しまして、改めて御礼を申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

【田崎調整官】 それでは、これを持ちまして閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

— 了 —